

○埼玉県地方警察職員の部署別定数に関する訓令

昭和 32 年 4 月 1 日

警察本部訓令第 3 号

警 察 本 部 長

職員の部署別定数に関する訓令を次のように定める。

埼玉県地方警察職員の部署別定数に関する訓令

題名改正〔昭和 51 年第 2 号〕

各部、市警察部、各方面本部、警察学校及び各警察署の職員の定数を別表のように定める。

一部改正〔平成 16 年第 7 号〕

附 則

この訓令は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 33 年 10 月 1 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 33 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 34 年 7 月 16 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 34 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 35 年 8 月 9 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 35 年 8 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 36 年 4 月 12 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 37 年 1 月 26 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 37 年 1 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 6 月 11 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 40 年 6 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 4 月 12 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 3 月 18 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 3 月 29 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 8 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 44 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 4 月 1 日警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 20 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 3 月 15 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 30 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 1 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 3 月 28 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 15 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 9 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 18 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 2 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 16 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 11 月 1 日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 2 月 7 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 9 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 2 月 6 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 2 月 4 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 2 月 16 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 10 月 19 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、昭和 59 年 10 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 2 月 5 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 2 月 7 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 9 月 17 日警察本部訓令第 13 号）

この訓令は、昭和 61 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 2 月 9 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 2 月 17 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 4 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 5 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 25 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 3 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 3 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月7日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月22日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月1日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月16日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成9年4月21日から施行する。

附 則（平成9年9月4日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成9年9月11日から施行する。

附 則（平成10年3月12日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月3日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成10年9月10日から施行する。

附 則（平成11年3月4日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月31日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成11年9月10日から施行する。

附 則（平成12年3月10日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月11日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年4月14日から施行する。

附 則（平成12年8月29日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成12年9月13日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 13 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 14 日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 25 日警察本部訓令第 30 号）

この訓令は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 4 日警察本部訓令第 37 号）

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 20 日警察本部訓令第 46 号）

この訓令は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 3 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 11 日警察本部訓令第 34 号）

この訓令は、平成 15 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 11 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 24 日警察本部訓令第 33 号）

この訓令は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 19 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 14 日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 22 日警察本部訓令第 30 号）

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 7 日警察本部訓令第 33 号）

この訓令は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 26 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 6 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 4 日警察本部訓令第 43 号）

この訓令は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 19 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 4 日警察本部訓令第 28 号）

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 7 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 4 日警察本部訓令第 24 号）

この訓令は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 2 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 8 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 21 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 3 日警察本部訓令第 28 号）

この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 23 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 8 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 2 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 7 日警察本部訓令第 29 号）

この訓令は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 5 日警察本部訓令第 41 号）

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 6 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 6 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 22 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 21 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 日警察本部訓令第 22 号）

この訓令は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 19 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 6 日警察本部訓令第 22 号）

この訓令は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 25 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 29 日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 20 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

全部改正〔昭和33年第 9 号、34年第11号、35年第12号、36年第 6 号〕、一部改正〔昭和37年第 1 号〕、全部改正〔昭和40年第11号、41年第 4 号、42年第 6 号、43年第 7 号、44年第 2 号・第 10号、45年第 6 号、46年第 7 号、47年第 5 号、48年第 2 号、49年第 4 号、50年第 5 号、51年第 2 号、52年第 4 号、53年第 3 号、54年第 4 号・第20号、55年第 1 号、56年第 2 号、57年第 2 号、58年第 1 号、59年第 1 号・第16号、60年第 2 号、61年第 2 号・第13号、62年第 3 号、63年第 5 号、平成元年第 3 号、2 年第 3 号、3 年第 2 号、4 年第 3 号、5 年第 2 号、6 年第 6 号、7 年第 1 号・第20号、8 年第 2 号、9 年第 2 号・第15号・第24号、10年第 3 号・第19号、11年第 4 号、12年第 4 号・第18号・第31号、13年第 2 号、14年第 8 号・第30号・第37号・第46号、15年第 4 号・第34号、16年第 7 号・第33号〕、一部改正〔平成17年第 1 号〕、全部改正〔平成 17年第 8 号〕、一部改正〔平成17年第30号〕、全部改正〔平成17年第33号〕、一部改正〔平成 18年第 2 号〕、全部改正〔平成18年第 6 号・第43号、19年第 5 号・第28号、20年第 5 号・第24 号、21年第 2 号・第17号、22年第 2 号・第28号、23年第 3 号・第27号、24年第 1 号・第29号、 25年第 3 号、26年第 9 号・第41号、27年第 2 号、28年第 5 号、29年第 3 号、30年第 5 号、31年 第 1 号、令和 2 年第 1 号・第22号、令和 3 年第 4 号・第22号、4 年第 7 号、5 年第 5 号、6 年 第 8 号、令和 7 年 2 号〕

別表

部 署 別 定 数 表

○ 本部等

			警察官	一般職員	計
総務部	総務課		23	18	41
	文書課		7	16	23
	広報課		24	35	59
	情報管理課		20	52	72
	留置管理課		174		174
財務局	会計課		4	47	51
	施設課		1	39	40
	装備課		9	23	32
計			262	230	492
警務部	警務課		48	35	83
	監察官室		43	3	46
	教養課		24	4	28
	厚生課		3	28	31
計			118	70	188
生活安全部	生活安全総務課		61	4	65
	人身安全対策課		74	2	76
	少年課		47	7	54
	保安課		55	2	57
サイバー局	生活経済課		35	2	37
	サイバー対策課		25	3	28
	サイバー捜査課		69	2	71
計			366	22	388
地域部	地域総務課		47	3	50
	通信指令課		83	3	86
	自動車警ら隊		121	3	124
	鉄道警察隊		38	2	40
計			289	11	300
刑事部	刑事総務課		46	23	69
	捜査支援課		167	9	176
	捜査第一課		175	3	178
	捜査第二課		63	2	65
	捜査第三課		73	5	78
	鑑識課		52	28	80
組織犯罪対策局	科学捜査研究所		6	48	54
	組織犯罪対策総務課		56	4	60
	組織犯罪対策第一課		111	3	114
	組織犯罪対策第二課		65	2	67
	組織犯罪対策第三課		115	3	118
計			929	130	1,059
交通部	交通総務課		34	7	41
	交通指導課		39	12	51
	交通捜査課		68	6	74
	交通規制課		31	23	54
	交通機動隊		99	5	104
	高速道路交通警察隊		107	2	109
運転転本免部	運転転免許課		47	65	112
	運転管理課		33	16	49
	運転転免許試験課		38	19	57
計			496	155	651
警備部	公安第一課		85	7	92
	公安第二課		28	1	29
	公安第三課		43	2	45
	警備課		86	12	98
	危機管理課		17	1	18
	外事課		111	4	115
機動隊	機動隊		251	5	256
計			621	32	653
さいたま市警察部			4	1	5
第一方面本部			9		9
第二方面本部			7	1	8
第三方面本部			8		8
第四方面本部			8		8
警察学校			57	9	66
その他			928	91	1,019
小計			4,102	752	4,854

○ 警察署

		警察官	一般職員	計
浦和		301	15	316
浦和東		135	6	141
浦和西		200	8	208
大宮		321	18	339
大宮東		147	8	155
大宮西		133	5	138
蕨		268	11	279
川口		384	15	399
武南		224	10	234
朝霞		257	11	268
新座		156	8	164
草加		353	12	365
上尾		303	14	317
鴻巣		173	6	179
川越		337	17	354
東入間		238	11	249
所沢		308	17	325
狭山		265	12	277
西入間		228	10	238
飯能		130	7	137
東松山		168	7	175
小川		86	6	92
秩父		123	7	130
小鹿野		36	3	39
本庄		122	5	127
児玉		65	6	71
熊谷		246	12	258
深谷		138	7	145
寄居		78	5	83
行田		104	5	109
羽生		73	5	78
加須		121	6	127
岩槻		200	7	207
春日部		234	10	244
越谷		338	18	356
久喜		175	7	182
幸手		109	5	114
杉戸		91	6	97
吉川		229	11	240
小計		7,597	359	7,956
総計		11,699	1,111	12,810